

第8次宇都宮市交通安全計画 概要版

1 計画の概要

《目的》 本市における交通の安全に関する施策の大綱を定めるものであり、「交通事故のない社会」を実現するため、総合的な交通安全対策を推進し、市民の交通安全の確保を図る。

《性格》 この計画は、交通安全対策基本法第26条の規定により、栃木県交通安全計画との整合性を図り、策定するものである。

《計画期間》 平成18年度から平成22年度までの5か年

2 交通事故の特徴と今後の課題

交通事故の特徴

- ・長期的に見ると発生件数は増加傾向、死者数は減少傾向
- ・全事故に占める若年ドライバー（19歳～29歳）の割合が高い
- ・高齢ドライバーの事故が増加傾向
- ・全死者数に占める高齢者の割合が高い
- ・平成16年中の発生件数、死者数は、中核市(35市)中ワースト9位

今後の課題

- ・若年ドライバーの運転技術の未熟さや、安全意識の欠如などによる事故の防止対策
- ・高齢ドライバーの加齢に伴う身体機能の低下による事故の防止対策
- ・高齢者の歩行中、自転車乗車中による死亡事故の防止対策

3 目標の設定

《発生件数の減少目標》

「増加基調に歯止めをかけ、減少傾向に転じさせる」

第7次計画(H13～H17)における目標が「増加基調に歯止めをかけ、さらに減少傾向に転じさせる」ことであったが、依然として増加傾向にあるため、引き続き同様の目標とする。

《死者数の減少目標》

「死者数を20人以下とする」(年間)

過去最低値であった22人(H13,H15)を踏まえて、20人以下とすることを目標とする。

《目標達成のための方向性》

重点的な施策として取り組むもの

- 『若年ドライバーの交通事故防止』
- 『高齢ドライバーの交通事故防止』
- 『高齢者の死亡事故防止』

主な施策として取り組むもの

- 交通安全意識の向上
- 道路交通環境の整備
- 道路交通秩序の維持

4 交通安全施策の推進

《重点施策》

若年ドライバーの交通事故防止

- ・免許取得前、取得時、取得後における交通安全教育の推進
- 【拡充】参加体験実践型の交通安全教育の推進

個別の目標値

- ・死亡事故現場診断への
高校生の参加：全ての死亡事故現場で
- ・ドライビングスクールの開催：年6回

高齢ドライバーの交通事故防止

- ・参加体験実践型の交通安全教育の推進
- ・もみじマーク(高齢者マーク)着用の促進

個別の目標値

- ・ドライビングスクールの開催：年6回

高齢者(歩行者・自転車)の死亡事故防止

- (交通安全教育の推進)
- 【拡充】老人クラブ、自治会単位等での交通安全教室の開催
- 【新規】世代間交流による交通安全教室の開催
- 【新規】電動スクーター教室の開催
- (広報啓発活動)
- ・自転車乗車中のヘルメット着用の促進
- ・高齢者に配慮した交通安全意識の向上
- (道路交通環境整備)
- ・道路照明の整備推進

個別の目標値

- ・全老人クラブでの
交通安全教室の開催：381回
- ・地区連自治会単位での
交通安全教室の開催：37地区
- ・電動スクーター教室の開催：年2回

数値目標は平成22年度

《主な施策》

交通安全意識の向上

- ライフステージに合わせた生涯にわたる交通安全教育の推進
- ・自転車乗車時の交通ルール(無灯火運転等)遵守の促進
- ・後部座席のシートベルト着用の推進
- ・自転車に同乗させる幼児のヘルメット着用の推進

道路交通環境の整備

- 歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路交通環境の整備とLRTなど公共交通機関の充実
- 地域住民と連携した交通事故多発地点の交通安全施設の整備

道路交通秩序の維持

- 悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの強化
- 暴走族等の指導取締りの強化

5 計画の推進に向けて

《推進の考え方》 ・市民の参加・協働による交通安全対策の推進

《推進体制》 ・庁内推進体制の整備
・国・県・警察や関係機関・団体等との連携強化